

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
5月25日
(火曜日)

目次

- 告示
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課).....一
- 公告
土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....二
県営佐山北第一地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....二
公共測量の実施の終了(監理課).....二
- 選管告示
政治団体の名称等.....二
政治団体の異動事項.....二
解散等に係る政治団体の名称等.....三
資金管理団体の異動事項.....三
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....三

山口県告示第百八十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

令和三年五月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項

加入区	住 居	発 起 所	人 名
萩市西部加入区	萩市大字山田四九二一	四七六六の二六	藤井 俊彦
萩市東部加入区	〃 〃 大井二〇〇九	〃 〃 三二五七の三	村谷 敬司
阿武町加入区	阿武郡阿武町大字田一四二二の六	一三四七	古谷 良治
田万川町加入区	萩市大字下田万五五一の二二	〃 〃	松浦 益弘
〃 〃	〃 〃 大字江崎一一二四	〃 〃	金子 節男
〃 〃	〃 〃	〃 〃	村木 泰昌
〃 〃	〃 〃	〃 〃	津田正二郎
〃 〃	〃 〃	〃 〃	大村 達也

二 指定漁船調書の縦覧

加入区	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
萩市西部加入区	令和三年五月二十五日から同年六月八日まで	山口県漁業協同組合
萩市東部加入区	〃 〃	〃 〃
阿武町加入区	〃 〃	〃 〃
田万川町加入区	〃 〃	〃 〃

(一四三) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和三年五月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営清末地区湛水防除事業

二 工事完了の時期

令和二年八月二十五日

(一四四) 県営佐山北第一地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営佐山北第一地区農業競争力強化農地整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年五月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営佐山北第一地区農業競争力強化農地整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年五月二十六日から同年六月十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一四五) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、長門土木建築事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年五月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

二 作業の地域

長門市渋木、東深川、深川湯本、真木及び三隅下

三 作業の期間

令和二年十二月十日から令和三年四月三十日まで



山口県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年五月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
田中ちあき後援会	田中 千秋	田中 千秋	長門市仙崎/99201		令和3、1
みね未来創成会議	山本 則吉	山中 佳子	美祿市秋芳町岩永本郷6030の2		“ “ 7

山口県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年五月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
自由民主党下松支部	守田 宗治	事務所	下松市大手町2丁目7番10号	下松市栄町3号3号	令和3、1
自由民主党下関支部	塩満 久雄	代表者 会計責任者	塩満 久雄 林 真一郎	西本健治郎 田中 義一	“ “ 3
自由民主党山口県下松市第二支部	守田 宗治	事務所	下松市大手町2丁目7番10号	下松市栄町3号3号	“ “ 1

市民活躍推進の権代様一後援会	権代 祥一	会計責任者	権代 祥一	権代 慧子	3、31
宗友会	守田 宗治	事務所	下松市大手町2丁目/番10号	下松市栄町3号3号	4、1
萩・長門民社協会	田邊 浩二	会計責任者	田邊 浩二	末富 宏志	12
はまさき伸浩後援会	濱崎 伸浩	〃	山本 鶴江	福本三枝子	1
守田宗治後援会	浅本 秀樹	事務所	下松市大手町2丁目/番10号	下松市栄町3号3号	〃

山口県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年五月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
秋野哲範後援会	藤井 勝	山本 哲彦	光市島田4丁目/番30号	令和3、31
えなみひろこ後援会	榎並 宏子	水本美智子	〃 中央5丁目2番/号	〃 30
光翔会	秋野 哲範	末岡 勝利	〃 島田4丁目/番30号	〃 31
行重延昭後援会	行重 延昭	渡辺 一正	防府市大字台道66	令和2、12、〃

山口県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年五月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	備考(異動日)
守田 宗治	宗友会	事務所	下松市大手町2丁目/番10号 下松市栄町3号3号	令和3、4、1

山口県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年五月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考(資金管理団体でなくなった年月日)
秋野 哲範	光翔会	令和3、3、31

令和三年五月二十五日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁